

(資料三)

平成二十五年六月

定例島根県議会議案(条例)

参考資料

目 次

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	1
特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例 の一部を改正する条例	1
島根県議会議員及び島根県知事の選挙における選挙運動の公費負 担に関する条例の一部を改正する条例	2
島根県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例の一部を改正 する条例	2
島根県子ども・子育て支援推進会議条例	3
島根県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例	4
貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例	4
島根県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例	5
島根県営住宅条例の一部を改正する条例	6
島根県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	6
職員の給料の臨時特例に関する条例	7
知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例	9

第65号議案

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を設けるため、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定により本県に派遣された職員が、住所又は居所を離れて本県の区域に滞在することを要する場合に、その職員に対して支給すること。

(2) その他規定の整理

3 施行期日

公布の日から施行する。

第66号議案

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

離島振興法に基づく県税の課税免除に係る減収補填措置の対象となる業種等が改正されたこと等に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 離島振興法に基づく県税の課税免除に係る改正

ア 対象者の要件を次のように改めること。

改正前	改正後
法人又は個人	青色申告書を提出する法人若しくは個人又は連結親法人若しくはその連結子法人

イ 対象業種を次のように改めること。

改正前	改正後
製造の事業 旅館業 ソフトウェア業	製造の事業 旅館業 情報サービス業、有線放送業、 インターネット附随サービス業 等

ウ 対象設備及び対象設備に係る適用基準額を変更すること。

(2) 半島振興法に基づく県税の不均一課税に係る改正

対象設備に係る適用基準額を変更すること。

(3) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律に基づく県税の不均一課税に対する減収補填措置の対象となる期間が経過したことに伴う不均一課税措置の廃止

(4) その他規定の整備

3 施行期日

公布の日から施行する。

第67号議案

島根県議会議員及び島根県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

公職選挙法の改正に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

引用する条項の整理

3 施行期日

公布の日から施行する。

第68号議案

島根県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の改正に伴い、島根県

国民健康保険調整交付金のうち普通調整交付金について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

普通調整交付金の交付において病床転換支援金の納付に要する費用の額を勘案することとする期限について次のとおり改正すること。

改正前	改正後
平成25年3月31日まで	平成30年3月31日まで

3 施行期日等

公布の日から施行し、平成25年度分の島根県国民健康保険調整交付金から適用する。

第69号議案

島根県子ども・子育て支援推進会議条例

1 提案理由

子ども・子育て支援法の制定に伴い、島根県子ども・子育て支援推進会議について必要な事項を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 設置

島根県子ども・子育て支援推進会議（以下「推進会議」という。）を設置すること。

(2) 組織

ア 推進会議は、委員20人以内で組織すること。

イ 委員は、子ども・子育て支援に関し十分な知識又は経験を有する者その他知事が必要と認める者のうちから、知事が任命すること。

(3) 任期

委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とすること。

(4) 会長

会長は、委員の互選により定めること。

(5) 会議

推進会議の会議は、会長が招集し、その議長となること。

(6) 専門委員

専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができること。

(7) 部会

推進会議は、その定めるところにより、部会を置くことができること。

3 施行期日

公布の日から施行する。

第70号議案

島根県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う規定の整備

(2) その他規定の整理

3 施行期日

平成25年9月1日から施行する。

第71号議案

貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

県内の漁業の担い手の確保を促進するため、新規自営漁業者定着支援資金の返還債務の免除に関する事項について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

新規自営漁業者定着支援資金の貸付けを受ける者について、次に掲げる要件を加えること。

(1) 漁業協同組合等が水産庁長官が選定した者の補助を受けて行う漁労技

術習得研修（研修修了後、独立して漁業を営むことを目指す者に対して行う研修に限る。以下「国の研修」という。）を受けた期間が12月以上の者で当該研修を修了した日における年齢が50歳未満のもの

- (2) 国の研修及び漁業協同組合が県の補助を受けて行う漁労技術習得研修のいずれも受けた者のうち、それぞれの研修を受けた期間を合算した期間が12月以上の者で最後の研修を修了した日における年齢が50歳未満のもの

3 施行期日

公布の日から施行する。

第72号議案

島根県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

1 提案理由

道路法施行令の改正に伴い、県が徴収する道路占用料について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 占用料の新設

占用物件	占 用 料				
	単 位	所 在 地			
		消費税法適用外		消費税法適用	
		市の区 域	町村の 区域	市の区 域	町村の 区域
太陽光発電設備 及び風力発電設備	占用面積 1平方 メートル	1,000円	950円	1,050円	997円50 銭
津波からの一時的な避難場所としての機能を有する堅固な施設	につき1 年	近傍類似の土地の時価に0.025を乗じて得た額		近傍類似の土地の時価に0.02625を乗じて得た額	
食事施設、購買施設	トンネルの上又は高架の道	近傍類似の土地の時価に	近傍類似の土地の時価に	近傍類似の土地の時価に	近傍類似の土地の時価に

その他 これら に類す る施設	路の路面 下に設け るもの	0.014 を 乗じて得 た額	0.018 を 乗じて得 た額	0.0147 を 乗じて得 た額	0.0189 を 乗じて得 た額
	その他の もの	近傍類似の土地の 時価に0.025を乗じ て得た額		近傍類似の土地の 時価に0.02625を乗 じて得た額	

(2) 引用する条項の整理

3 施行期日

公布の日から施行する。

第73号議案

島根県営住宅条例の一部を改正する条例

1 提案理由

県営住宅の廃止のため、及び福島復興再生特別措置法の改正に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 県営住宅の設置を定めた別表から次の団地を削除すること。

団地の名称	所在地
星島団地	江津市

(2) 引用する条項の整理

3 施行期日

2の(2)については公布の日から、2の(1)については規則で定める日から施行する。

第74号議案

島根県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

太陽光発電による電力を供給するため、江津浄水場太陽光発電所の設置について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要
発電所の設置

名 称	最 大 出 力	供 給 先
江津浄水場太陽光発電所	430キロワット	中国電力株式会社

3 施行期日
公布の日から施行する。

第75号議案

職員の給料の臨時特例に関する条例

1 提案理由

国から、防災・減災事業に積極的に取り組むとともに、一層の地域経済の活性化を図る等の地域の課題に迅速かつ的確に対応するため、速やかに国家公務員の給与減額措置に準じて必要な措置を講ずるよう要請があったことを踏まえ、平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間、一般職の職員の給料の減額を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 給料月額について次のとおり減額すること。

	減 額 対 象	減 額 率
職員、教育職員、 教職員及び一般任 期付職員	ア 管理職手当の支給を受けるもの（本庁の部長又は次長の職にある職員その他の規則で定める職員に限る。）	100分の10
	イ 管理職手当の支給を受けるもの（アを除く。）	100分の8
	ウ 平成25年4月1日において受けることができる期末手当役職（職務段階別）加算の割合が100分の5を超えるもの（ア及びイを除く。）	100分の6
	エ 平成25年4月1日において受	100分の5

	けることができる期末手当役職（職務段階別）加算の割合が100分の5であるもの	
	オ アからエまでのもの以外のもの	100分の3
任期付研究員及び 特定任期付職員	ア 第1号任期付研究員（3号給以下の給料月額のものを除く。）及び特定任期付職員（4号給以下の給料月額のものを除く。）	100分の10
	イ 第1号任期付研究員及び特定任期付職員（アを除く。）	100分の6
	ウ 第2号任期付研究員	100分の5

(2) 医療職給料表(1)又は医療職給料表(3)の適用を受ける職員（診療所等に勤務する職員であって規則で定めるものに限る。）及び平成25年3月31日に単純な労務に雇用される職員であった者で、同年4月1日に新たに行政職給料表又は高等学校等教育職給料表の適用を受けることとなった職員（以下「特定職員」という。）のうち、任用の事情等を考慮して給料に特別の配慮を要する職員として規則で定めるものについては、給料月額を減額しないこととすること。

(3) 特定職員のうち、任用の事情等を考慮して給料に配慮を要する職員として規則で定めるものの給料月額の減額率は、当該職員の区分に応じて(1)に掲げる割合を超えない範囲内で規則で定める割合とすること。

(4) 臨時特例期間における職務の級が平成25年4月1日における職務の級と異なる職員及び同日後に新たに職員となった者であって臨時特例期間に期末手当役職（職務段階別）加算の割合の適用を受けることができるものの減額率は、規則で定める割合とすること。

(5) 減額期間

平成25年7月1日から平成26年3月31日まで

3 施行期日

平成25年7月1日から施行する。

第76号議案

知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

第75号議案による職員の給料の臨時特例に関する条例の制定を踏まえ、知事等の給与の減額率について、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間における知事等の給与の減額率について次のとおりとすること。

区 分	改 正 前	改 正 後
知 事	100分の20	100分の25
副 知 事	100分の15	100分の20
常 勤 の 監 査 委 員 病 院 事 業 管 理 者 教 育 長	100分の13	100分の18

3 施行期日

平成25年7月1日から施行する。